

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第十一号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（昭和四十三年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式

奈良県収入証紙をはってください。

教育職員免許状授与願

免許状の種類 教諭 免許状
教 科

上記の教育職員免許状を授与してほしいので、別紙の関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

奈良県教育委員会 殿

ふりがな

氏 名

生年月日 年 月 日生

現住所 〒

TEL

本籍地(府県名のみ)

(以下は記入しないでください。)

基礎資格及び同取得年月日	修得単位数	単位修得機関
年 月 日取得		
備考		
授与年月日	免許状の番号	
		第 号

第二号様式中「甲」を

「甲」を「甲」を

「」に改める。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式

奈良県収入証紙をはってください。

教育職員検定願

免許状の種類 教諭 免許状
教 科

上記の教育職員免許状を教育職員検定により授与してほしいので、別紙の関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

奈良県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日生

現住所 〒

TEL

勤務校

本籍地（府県名のみ）

（以下は記入しないでください。）

基礎となる資格又は免許状及び同取得年月日	在職年数等	修得単位数	単位修得機関
	年 月 日取得	年 月 日 現在 年以上 教員	
勤務校及び職名		備考	
授与年月日	免許状の番号		
			第 号

第六号様式を次のように改める。

第6号様式

奈良県収入証紙をはってください。

教育職員臨時免許状検定願

免許状の種類
教科

助教諭免許状

上記の教育職員免許状を教育職員検定により授与してほしいので、
別紙の関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

奈良県教育委員会 殿

ふりがな

氏名

生年月日

年

月

日生

現住所

〒

本籍地（府県名のみ）

TEL

（以下は記入しないでください。）

基礎となる資格及び同取得年月日

年 月 日 取得

授与年月日

免許状の番号

第 号

第十一号様式を次のように改める。

第 1 1 号様式

奈良県収入証紙をはってください。

教育職員免許状交付願

免許状の種類 教諭 免許状
教科

上記の教育職員免許状を交付してほしいので、別紙の関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

奈良県教育委員会 殿

ふりがな

氏 名

生年月日

年 月 日生

現住所

〒

TEL

本籍地 (府県名のみ)

(以下は記入しないでください。)

旧免許状及び同取得年月日

授与年月日

免許状の番号

第 号

第十二号様式を次のように改める。

第12号様式

奈良県収入証紙をはってください。

教育職員免許状書換願

異動前の本籍 (府県名のみ) 氏 名	
異動後の本籍 (府県名のみ) 氏 名	
免許状の種類 ・番号・教科	

上記のとおり変更したため、教育職員免許状を書換えてほしいので、別紙の関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

奈良県教育委員会 殿

ふりがな

氏 名

生年月日

年 月 日生

勤務校

現住所

〒

TEL

第十三号様式を次のように改める。

奈良県収入証紙をはってください。

教育職員免許状再交付願

免許状の種類 教諭 免許状

教科

免許状の番号

授与年月日

上記の教育職員免許状を_____したため再交付してほしいので、
別紙の関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

奈良県教育委員会 殿

ふりがな
氏名

生年月日 年 月 日生

勤務校

〒
現住所

TEL

第十八号様式中「氏名

印」を「氏名

」に改める。

第十九号様式中「氏名

印」を「氏名

」に改め、「勤務（予定）校・機関」を「勤務校・機関」に改め、「※勤務（予定）校・機関及び職名は、記入できない場合は空欄のままとしていただく。」を削る。

第二十号様式中「氏名

印」を「氏名

」に改める。

第二十一号様式及び第二十二号様式の規定中「氏名

印」を「氏名

」に改める。

第二十三号様式及び第二十四号様式の規定中「氏名

印」を「氏名

」に改める。

第二十五号様式中「氏名

印」を「氏名

」に改め、「性別 男・女

」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の教育職員免許に関する規則の規定により現に提出されている申請書等は、この規則による改正後の教育職員免許に関する規則の規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際この規則による改正前の教育職員免許に関する規則の規定により作成されている用紙で残存するものについては、令和三年四月一日から当分の間、使用することができる。